

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 22 年 7 月 1 日付厚生労働省告示第 269 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業の医薬品製造販売承認の承継に伴う薬事法上の販売名称等の変更により、新名称の医薬品「アセチルシステイン内用液 17.6%「ショーワ）」が薬価基準の別表に第 9 部追補(5)として収載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 268 号で、旧名称の医薬「アセチルシステイン内用液 17.6%「センジュ）」が掲示事項等告示の別表第 3 に第 5 部追補(2)として収載され、経過措置品目（使用期限：平成 23 年 3 月 31 日限り）となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平 22. 7. 1 第 5345 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について
(平 22. 7. 1 厚生労働省保険局医療課事務連絡)
3. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正について
(平 22. 7. 16 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（厚生労働二六八）
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同二六九）

経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス手術による治療が困難なものに限る。）

○厚生労働省告示第二百六十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月一日

別表第3に第5部として次のように加える。

第5部

内

品

(あ)

アセチルシステイン内用液17.6% 「セソジユ」

17.6% 1mL

(2)

用

名

療

規

格

単

位

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第二百六十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月一日

別表に第9部として次のように加える。

第9部

内

品

(お)

アセチルシステイン内用液17.6% 「シヨウワ」

17.6% 1mL

106.40

(5)

用

名

療

規

格

単

位

薬

価

円

厚生労働大臣 長妻 昭



事務連絡
平成22年7月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成22年厚生労働省告示第269号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬1品目について、薬価基準の別表に記載したものであること。
- 2 1により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,813	4,085	2,786	36	15,720

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)	
1	内用薬	アセチルシステイン内用液17.6%「ショーワ」	アセチルシステイン	17.6% 1 mL	106.40



事務連絡
平成22年7月16日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等の一部改正について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成22年厚生労働省告示第268号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 新たに薬価基準に掲載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬1品目）について、揭示事項等告示の別表第3に掲載することにより、平成23年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- 2 1により揭示事項等告示の別表第3に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	159	60	29	0	248

(参 考)

揭示事項等告示

別表第3 (平成23年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	
1	内用薬	アセチルシステイン内用液17.6%「センジュ」	アセチルシステイン	17.6% 1 mL